

船員に適用される特定最低賃金の改正について (お知らせ)

平成31年2月27日

中部運輸局長は、最低賃金法第35条第3項及び第7項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、中部海上旅客運送事業最低賃金、中部漁業(沖合底びき網)最低賃金及び中部漁業(大中型まき網)最低賃金の改正を次ページのとおり決定をしたので、お知らせします。

○最低賃金制度

最低賃金制度とは、国として一般に賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、賃金の最低額を定め、使用者はこの最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

船員の最低賃金は、海上労働の特殊性を考慮し、陸上労働者とは別に国土交通省令で定められており、その決定、改正等の手続きは、全国の最低賃金は交通政策審議会、地方では地方交通審議会の調査審議を経て、最低賃金額が決められています。

最低賃金額については、国土交通大臣権限、中部運輸局長権限があります。

○ 内航鋼船運航業及び木船運航業（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業を除く）

国土交通大臣権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1)鋼船（次に掲げるものを除く） ①平水区域の船舶 ②沿海区域の100G/T未満の船舶 ③はしけ	職員 (注1)	248,450円 (232,000円)	平成31年2月23日
	部員 (注2)	189,850円 (180,550円)	
中部運輸局長権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1)平水区域の鋼船 (2)沿海区域の100G/T未満の鋼船 (3)木船	職員 (注1)	248,800円 (232,350円)	平成31年3月29日
	部員 (注2)	190,200円 (180,900円)	

（注1）職員で、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者の額である。

（注2）部員のうち海上履歴3年未満の額である。

○ 海上旅客運送事業

国土交通大臣権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1)遠洋及び近海区域の船舶 (2)沿海区域の100G/T以上の船舶	職員 (注3)	245,350円 (191,250円)	平成31年1月4日
	部員	183,900円	
中部運輸局長権限		最低賃金額（月額）	効力が生ずる年月日
(1)平水区域の船舶 (2)沿海区域の100G/T未満の船舶 (3)沿海区域の100G/T以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの	職員	245,000円	平成31年3月29日
	部員	182,200円	

（注3）事務部職員の額である。

○ 漁業

国土交通大臣権限	最低賃金額（月額） 1人歩船員（注4）	効力が生ずる年月日
1. 遠洋まぐろ漁業の用に供する船舶	199,300円	平成26年12月20日
2. 大型いか釣り漁業の用に供する船舶 (200G/T以上)	203,300円	平成26年12月20日
中部運輸局長権限	最低賃金額（月額） 1人歩船員（注4）	効力が生ずる年月日
1. 沖合底びき網漁業の用に供する船舶	201,000円	平成31年3月29日
2. 大中型まき網漁業の用に供する船舶	201,000円	平成31年3月29日

（注4） 一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

○ 船員の最低賃金についてのお問い合わせ

中部運輸局海事振興部船員労政課まで（Tel 052-952-8028）

また、他局管内の最低賃金額については、各運輸局でおたずねください。

北海道運輸局海事振興部船員労政課	Tel 011-290-1014
東北運輸局海事振興部船員労政課	Tel 022-791-7525
関東運輸局海事振興部船員労政課	Tel 045-211-7231
北陸信越運輸局海事部船員労政課	Tel 025-285-9157
近畿運輸局海事振興部船員労政課	Tel 06-6949-6435
神戸運輸監理部海事振興部船員労政課	Tel 078-321-3149
中国運輸局海事振興部船員労政課	Tel 082-228-3692
四国運輸局海事振興部船員労政課	Tel 087-825-1186
九州運輸局海事振興部船員労政課	Tel 092-472-3159
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	Tel 098-866-1838